

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	屋外等用監視カメラの取得及び 設置	春基LPS-B50017
		承認年月日 令和 5年10月 27日
		作成年月日 令和 5年10月 26日
		改正年月日 令和 年 月 日
		作成部隊等名 西部航空方面隊司令部 支援飛行隊

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地（飛行場地区）において使用する屋外等用監視カメラの取得及び設置について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、C&LPS-Y00010による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書に定める事が優先する。

なお、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用については別途協議する。

- a) 航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）
- b) 春日基地入門者取扱規則
- c) 春日基地車両等運行規則

1.4 一般事項

契約の相手方は、この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

- a) 一般事項 契約の相手方は、本契約を履行するにあたり、作業に関する関係法令等を厳守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営適用は、請負者の負担責任において行われなければならない。
- b) 現場管理 契約の相手方は、現場の安全及び衛生に関する管理を現地統括官が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。

品名	屋外等用監視カメラの取得及び設置
----	------------------

- c) **災害及び公害の防止** 契約の相手方は、役務の履行に伴う災害及び公害の防止を関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に次の事項を厳守しなければならない。
- 1) 第3者に災害を及ぼしてはならない。
 - 2) 公害の防止に努める。
 - 3) 強風その他のによる災害に対しては天気予報等について十分注意を払い、常に万全の処置を講じられるように準備しておかなければならない。
- d) **臨機の処置** 契約の相手方は、災害及び公害が発生した場合、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。

1.5 契約の相手方の条件

契約の相手方は、本契約を履行するにあたり、設置に関する技能、能力、知識を持ち、配線・設置・調整作業の経験を有することとする。

2. 役務に関する要求

2.1 設置先部隊

設置先部隊は、西部航空方面隊司令部支援飛行隊（春日基地飛行場地区（別図））とする。

2.2 設置場所

設置場所は、付図1～3による。

2.3 設置実施期間

契約締結日から令和6年3月29日

2.4 実施体制の整備

2.4.1 役務員の要件

契約の相手方で定める役務統括者については、設置作業に従事した経験を直近5ヶ年の間に有し遅滞なく作業に当たること。また、設置器材の特性等について熟知していること。なお、役務員は日本国籍を有していなければならない。

2.4.2 役務従事者名簿の提出

契約の相手方は、官側責任者に対し、別表1に示す役務従事者名簿を別表2に従い作成し、提出、承認を得なければならない。

2.4.3 要求事項

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜伏すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

2.5 現地調査等

現地調査等は、次による。

- a) 契約の相手方は、設置作業の内容を決定するため、設置対象部隊において、必ず次の現地調査を実施する。

- 1) 設置場所の確認

- 2) 設置後の機器試験方法の確認

品名	屋外等用監視カメラの取得及び設置
----	------------------

- 3) その他設置に必要な事項
 b) 契約の相手方は現地調査終了後、別表1に定める作業実施計画書（様式任意）を作成し、作業工程及び試験項目を記載し、官側責任者の承認を得る。

2.6 設置作業

設置作業は、次による。

なお、設置作業に必要な資材は、契約の相手方が準備する。

- a) 設置場所付近の装備品及び作業車の養生等を行う。
- b) 付図1～3及び作業実施計画書に基づき通信ケーブル及び電源ケーブルを配線し、十分な余長（約1m）をとること。
- c) 設置器材を設置用金具又は固定金具を用いて官側責任者指定の場所に設置する。また、耐震対策等細部要領については官側責任者と事前に調整する。
- d) 設置器材を接続する。
- e) 接続完了後、正常に機能することを官側責任者が確認する。

2.7 事前調整

役務の実施に必要な細部事項については、官側責任者と事前に調整する。

2.8 設置完了報告

設置作業終了後、別表1に示す設置完了報告書（様式任意）を作成し、官側責任者に提出するものとする。

2.9 品質保証

契約の相手方は、品質保証に関して12ヶ月間の保証を有するものとする。

3 製品に関する要求

本契約における取得物品の規格、数量及び設置場所は、別紙によるものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、本仕様書に基づき実施する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、別表1による。

5.2 官側における支援

契約の相手方は、役務の実施に当たり、事前に官側と調整のうえ、次の事項について支援を受けることができる。

- a) 工具及び資材の基地内への搬入及び保管
- b) 工事車両の基地内への駐車
- c) 設置実施施設の施設図面（最新版）の閲覧
- d) 現地における集積場所の提供
- e) 現地における用水及び電気の使用
- f) その他、官側責任者が必要と認める事項

品名	屋外等用監視カメラの取得及び設置
----	------------------

5.3 施設の立入り

- a) 施設の立入りについては、官側の指示に従うものとする。
- b) 保全区画等、立入制限区域への立入りについては、秘密保全に関する達に基づき、速やかに諸手続きを実施し、許可を得た後に立入ることとする。

5.4 官側の免責事項

役務の実施において、契約の相手方の過失、第三者の過失及び不可抗力により、設置器材が損傷した場合並びに官側の庁舎及び装備品等を損傷させた場合の官側が被る損害の弁償については、契約の相手方の責任において実施する。

取得物品の規格、数量及び設置場所

No	品名	製品仕様	単位	数量	設置場所
1	ネットワーク カメラ (取付器具等 含む。)	1 有効画素数 400万画素以上 2 解像度 1920×1080 以上 3 画角 水平100° 以上 4 設置場所 屋内／屋外 5 防水仕様 IP66 以上 6 使用温度範囲 -10～+50°C以上 7 製造元 日本メーカー又は米国メ ーカー製品	個	2	付図1のとおり。 付図2のとおり。
2	ディスプレイ モニター	1 画面サイズ 49インチ以上 2 その他 スタンド設置可能タイプ	個	2	付図3のとおり。
3	モニター用天 吊り具	1 ディスプレイ耐荷重 40kg以上 2 モニター設置高 設置後画面下辺 1,500mm 以上	個	2	付図3のとおり。
4	システム構成 品	カメラ及びディスプレイの性 能發揮を満たすもの。 (例: アダプター、コンバータ 等)	式	2	付図1から付図3 のとおり。

別表 1

提出書類

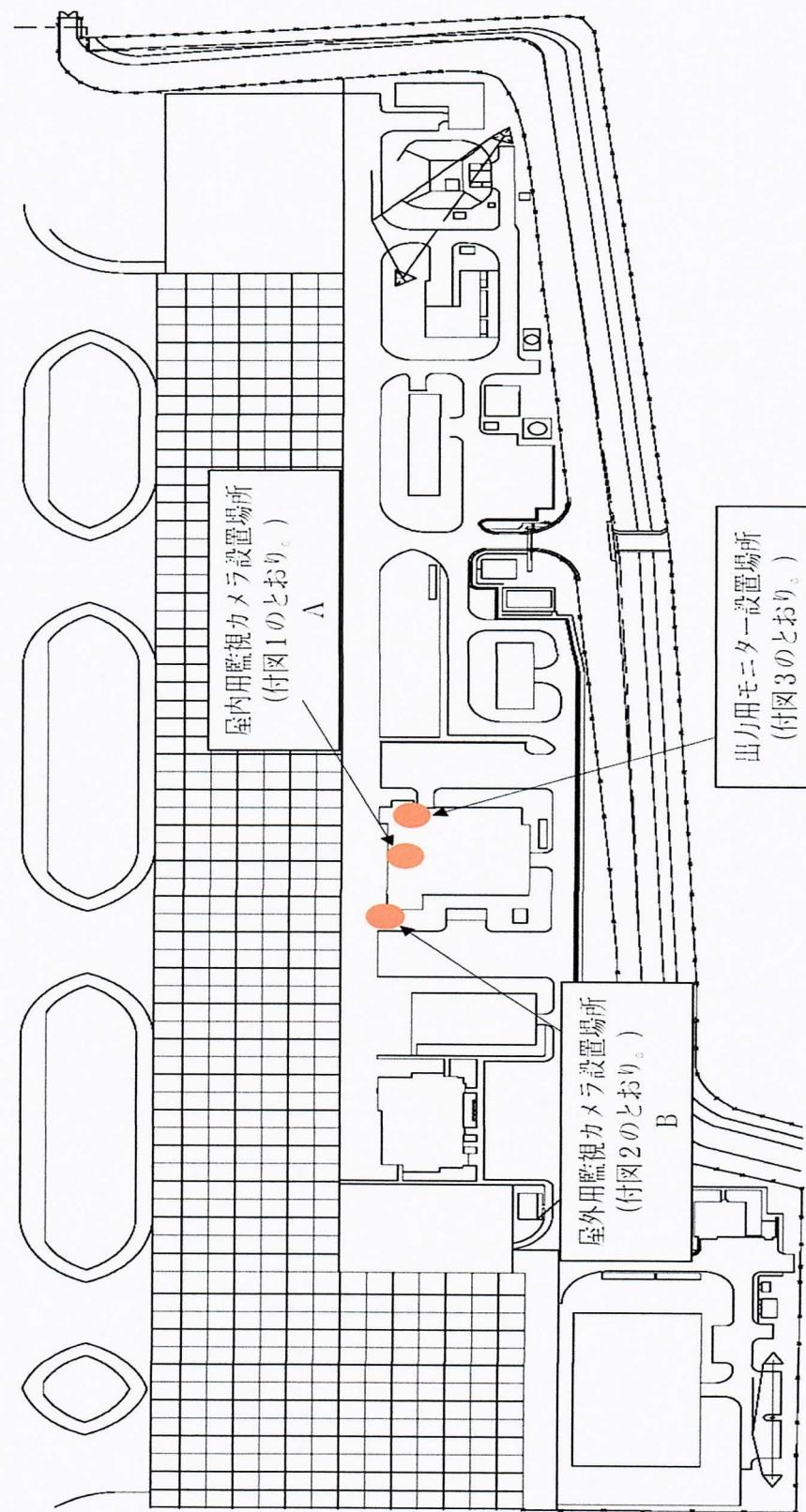
番号	提出書類名	提出先	提出時期	部数	媒体
1	作業実施計画書	官側責任者	現地調査終了後, 速やかに	1	紙
2	役務従事者名簿	官側責任者	作業開始 10 日前までに	1	紙
3	設置完了報告書	官側責任者	作業完了後, 速やかに	1	紙

別表2

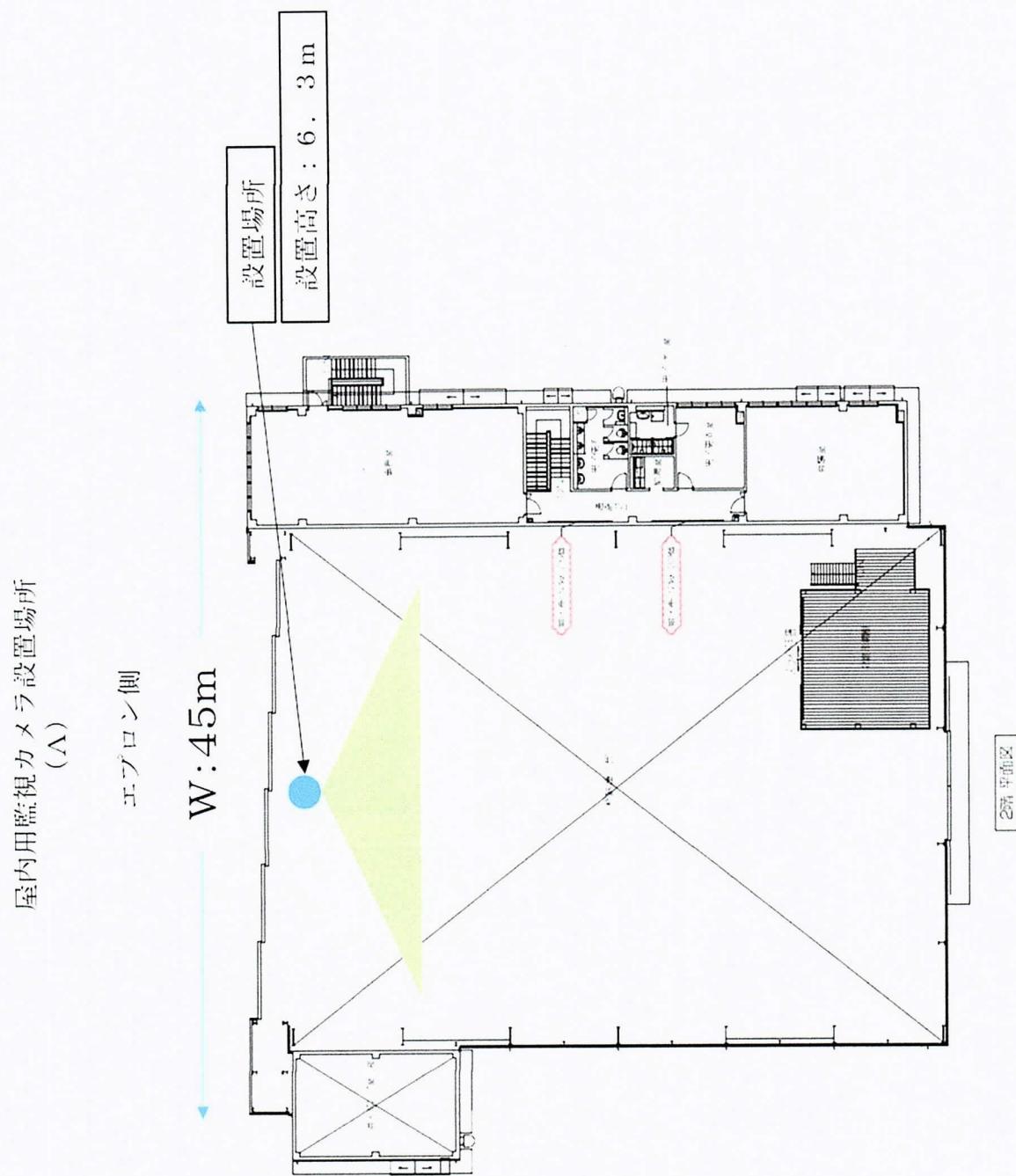
役務従事者名簿

No	会社名	職名	ふりがな 氏 名	生年月日	本籍地及び現住所

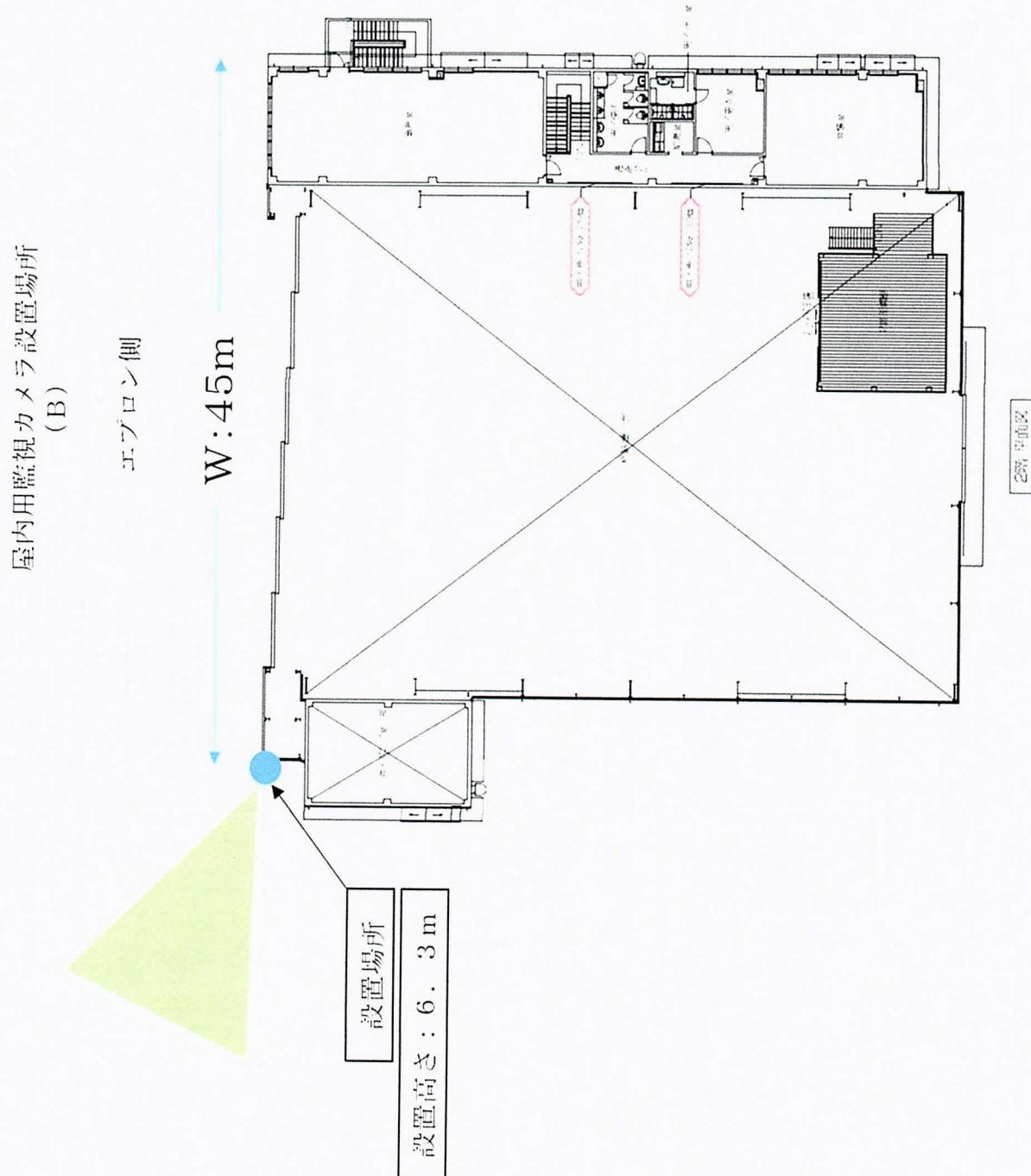
春日基地飛行場地区概略図及び履行場所



付図 1



付図2



付図3

